

	質問	回答
215	新たに 18m と 25m という高さ制限を設けるといふことか。(六ツ美北部)	そのとおりである。高さの上限値を決めようとしている。
216	既に建っている建物については、高さ制限は引かからないのか。(六ツ美北部)	マンションなどでは、区分所有している方の権利のため、最低限現状の高さまでの建替を可能としている。
217	例えば狭あい道路に接している建物については、セットバックをしないと増改築できないのに、今回の高さ制限では優遇措置があるのはおかしくないか。(六ツ美北部)	行政としては、なるべく高さを抑えてもらう方向に引っ張っていきたいと考えており、敷地増などが可能であれば横に増やせるということを高さを抑えるための対応として考えている。
218	用途地域は第二種住居専用地域だったと思うのだが。(六ツ美北部)	平成 8 年に用途地域が 8 区分から 12 区分へ変更され、第二種住居専用地域は第一種中高層住居専用地域となった。
219	日照権等には変わりはないのか。(六ツ美北部)	日影規制については、建築基準法の基準に合致するもので変わりはない。
220	今回の制限で、大きなマンションが建たなくなるのか。(六ツ美北部)	そのとおりである。今後建つ建物の最高の高さは 25m 以下となる。